○北陸地方整備局告示第四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間
百五十九号	石川県羽咋郡宝達志水町荻市ホ九九番から同町荻市く六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)	道路の種類	一般国道
(二)	路線名	百六十号
(三)	道路の区域	
	区間	変更前
		後別
	敷地の幅員	前 一九・二〇メートル～二一七・二〇メートル
		後 一五・〇〇メートル～二三一・二〇メートル 一九七・一九キロメートル

氷見市中田字卜田一三九九番九から同市中田字卜田七五五番一まで

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間
百六十号	氷見市中田字堂後二七五九番地先から同市中田字卜田七五四番一まで

図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日　北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第千九百五十二号小松能美都市計画道路事業三・四・十五号小松駅前線

三　事業施行期間　自平成十二年十月二日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　平成十二年建設省告示第千九百五十二号及び平成十五年北陸地方整備局告示第百五号の事業地のうち龍助町地内において事業地を変更する。

○中部地方整備局告示第八十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日　中部地方整備局長　富田　英治

第1　起業者の名称　愛知県

第2　事業の種類　一般国道473号改築工事（岡崎額田バイパス・愛知県岡崎市本宿西1丁目地内から同市樫山町字広表地内まで）及び一般国道473号改築工事（額田インターアクセス道路・愛知県岡崎市樫山町字二又地内から同市樫山町字広表地内まで）

第3　起業地

1　一般国道473号改築工事（岡崎額田バイパス）

(1)　収用の部分　愛知県岡崎市本宿西1丁目、本宿西2丁目、本宿町字城下、字森本及び字東片山、上衣文町字栃木田、字衣文、字宝辺野及び字松ノ木田、大幡町字中根、字一仏、字中屋及び字堀田、牧平町字コイサワ並びに樫山町字越沢、字広表及び字神馬口地内

(2)　使用の部分　なし

2　一般国道473号改築工事（額田インターアクセス道路）

(1)　収用の部分　愛知県岡崎市樫山町字二又、字雨ケ城、字細田、字神馬口及び字広表地内

(2)　使用の部分　なし

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、愛知県岡崎市本宿西1丁目地内から同市樫山町字広表地内までの延長3,320mの区間（以下「岡崎額田バイパス」という。）及び愛知県岡崎市樫山町字二又地内から同市樫山町字広表地内までの延長650mの区間（以下「額田インターアクセス道路」という。）を全体計画区間とする「一般国道473号改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する工事であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の新設又は改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うこととされているが、一般国道473号は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号。以下「改正法」という。）による改正前の道路法の規定による一級国道ではなかったことから、改正法附則第3項の規定により、本件区間の存する愛知県が新設又は改築を行うことができることとされている。

また、道路法第13条第1項は、国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理について「政令で指定する区間内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う」と規定するところ、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないことから、愛知県が管理を行うものである。

よって、愛知県は本件事業を施行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

一般国道473号（以下「本路線」という。）は、愛知県蒲郡市から静岡県牧之原市までを結ぶ全長約247.8kmの主要幹線道路であるほか、「愛知県緊急輸送道路ネットワーク計画」において、平成8年11月5日に愛知県知事により第二次緊急輸送道路に指定されており、岡崎市内から三河山間部や蒲郡方面に向けた物流などに用いられる重要な路線である。

本路線が通過する愛知県岡崎市本宿西1丁目、本宿西2丁目、本宿町、上衣文町、大幡町、牧平町及び樫山町（以下「本地区」という。）は、山地と田園地帯の中間に位置する住宅地であり、平成15年には本地区に愛知県企業庁を事業主体として岡崎東部工業団地が整備され（開発面積93.1ha）、自動車関連産業や金属製品製造業などの企業が順次操業を開始している。